

国の考え方

【国基本計画での記載（P.20-21）】

- ③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定
- 促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
 - 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
 - ・チームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
 - ・地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
 - ・既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
 - ・成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

他区の状況

高齢・障害計画に包含（予定含む）	4区
地域福祉計画に包含（予定含む）	8区
単独計画を策定（予定含む）	3区
未定	8区（新宿区含む）

（平成30年6月実施 成年後見制度担当課長会アンケート結果）



国計画に対応した事項を追加する

区の方角性

高齢者保健福祉計画及び障害者計画に成年後見制度利用促進基本計画を包含させる。

【現行計画】

新宿区高齢者保健福祉計画（2018年度～2020年度）

新宿区障害者計画（2018年度～2027年度）

新宿区障害福祉計画（2018年度～2020年度）

◆計画の主な内容

- ・成年後見の利用促進（制度周知、相談支援、費用助成等）
- ・市民後見人の養成
- ・法人後見の実施

計画案は、新宿区事例検討会において意見聴取した内容を反映した上で、各計画における推進協議会で審議する。

【次期計画】

新宿区高齢者保健福祉計画（2021年度～2023年度）

新宿区障害者計画（2018年度～2027年度）

新宿区障害福祉計画（2021年度～2023年度）

◆計画の主な内容（案）

- ・成年後見の利用促進（制度周知・相談支援・費用助成等）
- ・市民後見人の養成
- ・法人後見の実施
- ・中核機関と地域連携ネットワーク（協議会等）の設置運営等